

中城村下水道排水設備指定工事店指定申請書受付取扱要領

記

1. 受付期間

(土曜日・日曜日・祝祭日を除く。)

期間:午前9時から12時まで・午後は、1時から5時まで

2. 受付場所:中城村役場 上下水道課

3. 下水道排水設備指定工事店の要件

- (1) 中城村下水道排水設備指定工事店規則第2条第1項第3号に定める責任技術者(以下「責任技術者」という。)が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 沖縄県内に営業所があること。
- (4) 次のイからホのいずれにも該当しないこと。
 - イ 工事業者(法人にあつては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合
 - ロ 工事業者(法人にあつては代表者)が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は中城村下水道条例第37条により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合
 - ハ 指定工事店が中城村下水道排水設備指定工事店規則第11条及び第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ニ 工事業者がその業者に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当するものがある場合
- (5) 前項ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

4. 申請書類

- (1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式1号)
- (2) 様式第1号に定める添付書類、その他村長が必要と認めるもの

5. 有効期間

今回の指定の有効期間は、中城村下水道排水設備指定工事店規則第5条の規定による。

6. 手数料

中城村下水道条例第34条に基づき、指定工事店登録手数料として新規登録一件につき15,000円を徴収する。継続登録一件につき10,000円

* その他詳細については、中城村役場上下水道課下水道係へ問い合わせ下さい。

TEL:098(895)5280